

奈良県選挙管理委員会告示第四十五号

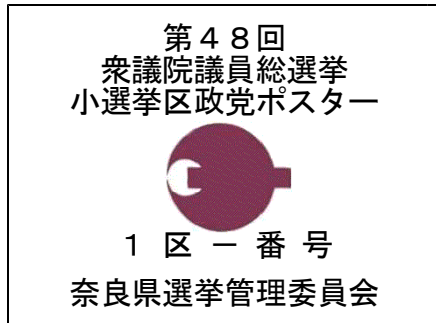
平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政  
党の選挙運動のために掲示することができるとする公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第  
百四十三条第一項第五号のポスターに貼付すべき証紙の様式を次のとおり定める。

平成二十九年十月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川清孝

奈良県第一区



備考  
〔規格 35mm×25mm  
紙質 45kg 特殊加工紙〕

奈良県第二区



備考  
〔規格 35mm×25mm  
紙質 45kg 特殊加工紙〕

第48回  
衆議院議員総選挙  
小選挙区政党ポスター



3区一番号  
奈良県選挙管理委員会

備考

( 規格 3.5mm×2.5mm  
紙質 4.5kg 特殊加工紙 )